

旧与謝小学校利活用事業にかかる民間提案募集に関する質問回答書

令和8年2月25日

| No. | 質問項目 | 質問内容 | 回答 |
|-----|--|--|--|
| 1 | 募集要項 12 ページ 「4 施設活用方針及び貸付条件」 (3) 契約期間 | 契約期間は10年間とあるが、この期間を超えての期間の貸付は想定されないか。 | 募集要項に「建物の状況等を確認したうえで必要に応じて契約更新等を行うことができることとします。」と記載しておりますが、建物がその使用に耐えられない状態になった場合等を除き、提案者から提案募集時に提示された事業期間内は、契約更新を行っていく方針です。10年間という契約期間は建物の状態を確認するために設定したものです。 |
| 2 | 募集要項 15 ページ 「4 施設活用方針及び貸付条件」 (10) 着工の時期等 | 「施設内における建築等を行う場合、…契約期間初日から6カ月以内に着工すること。」とあるが、施設外での工事に相当期間を有し、その後でないと施設内の工事に着手できない場合は、施設外の含め着工とみなすことは可能か。 | 募集要項においては、施設内での建築等を行う場合は契約期間初日から6ヶ月以内に着工することとしており、正当な理由により6ヶ月以内に着工ができない場合は、予め町と協議し着工までの期間を決定することとしています。ここでの「着工」とは、現地での工事への着手だけでなく、施設内で工事を行うための設備等の発注や契約の締結等も含む広義で解することとします。よって、現地で6ヶ月以内に工事が行われなくても、工事のための設備の発注や契約の締結等を証する書類を提出いただきましたら「着工」があったものとみなします。なお、ご質問のケースのように施設外での工事に相当期間を有し、その後に施設内の工事を行うことに正当な理由がある場合は町と協議したうえで、施設内での着工期間を延長することも可能です。予め着工までの期間が6ヶ月以上となることがわかっている場合は、提案時にその旨ご提示いただきますとその点を踏まえ審査いたしますので提案時にご提示ください。なお、着工が相当期間先になる場合であっても協定期間（協定締結から最大1年間）内で提案者と町が合意に至った時点で、貸付契約を締結し、その時点から貸付料の支払いや施設の維持管理義務が発生することとなりますのでご承知おきください。 |

旧与謝小学校利活用事業にかかる民間提案募集に関する質問回答書

| No. | 質問項目 | 質問内容 | 回答 |
|-----|------|---|---|
| 3 | — | 旧与謝小学校の竣工図等を提供してもらえないか。 | <p>提案書類の受付期間（令和8年3月6日（金）まで）中、与謝野町役場本庁舎総務課（京都府与謝野町字岩滝 1798 番地 1）において、旧与謝小学校の竣工図等を閲覧いただけることとします。</p> <p>なお、写真データになりますが、上記期間において、希望があった場合はメール等で送付させていただきます。</p> |
| 4 | — | 旧与謝小学校を活用して事業を行うために新たに会社を立ち上げる想定である場合は、申請者は既存の会社とすべきか新たに立ち上げる会社とすべきか。 | <p>今回の募集については、原則、貸付契約の相手先＝事業実施団体となることを想定しています。町は、提案を採択した申込者を優先交渉権者として合意に至った場合、貸付契約を締結することとしており、申込者＝貸付契約の相手先となりますので、貸付契約の相手先＝事業実施団体となるために、事業実施団体が申込者となることを望ましいです。また、いくつかの会社で共同で事業を行う予定である場合は、主となる団体を申込者としていただき、「応募様式第3号 グループ協議書」を提出してください。この提案を採択した場合は、主となる団体（申込者）と貸付契約を締結し、主となる団体（申込者）が責任者となり共同で事業を行っていただきます。質問のように新たに会社を立ち上げることを想定しており、提案時点で新会社で申込みができない場合（又は新会社で申込みすることに不都合がある場合）は、提案時に申込者と事業運営団体との関係性がわかる関係図等を示し、どのような関係性をもって事業を行うか、リスク分担をどのように考えているか等のスキームを示してください。この提案を採択した場合は、申込者≠事業運営団体となっても良いと解します。ただこのような場合においても貸付契約の相手方は申込者となりますので貸付契約の相手方≠事業運営団体となることにより生じる不都合等は申込者で解決いただきますようお願いいたします。なお、このように貸付契約の相手方≠事業運営団体となることが想定される場合は、協定期間内（詳細協議期間内）で貸付契約の相手方である優先交渉権者と事業運営団体と町とのリスク分担について詳細を決定し、場合によっては三者でリスク分担に係る協定等を締結したうえで事業を行っていただく可能性があります。</p> |

旧与謝小学校利活用事業にかかる民間提案募集に関する質問回答書

| No. | 質問項目 | 質問内容 | 回答 |
|-----|---------------------------------------|---|---|
| 5 | 募集要項 4 ページ 「3 施設概要」 (1) 対象施設の概要 | 募集要項によると旧与謝小学校体育館は避難所に指定されているようだが、災害時にどのように使用する施設なのか。 | 旧与謝小学校体育館は指定避難所であり、風水害・地震等の大災害が発生した場合には、被災者が寝泊まりする場所として長期間使用することを想定した避難所です。 |